

国立大学法人信州大学と中日本高速道路株式会社東京支社の
包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と中日本高速道路株式会社東京支社は、令和元年 7 月 22 日付「国立大学法人信州大学と中日本高速道路株式会社八王子支社の包括的連携に関する協定書」（令和 4 年 7 月 22 日付最終更新）を令和 7 年 7 月 1 日付の中日本高速道路株式会社の組織改編に伴い八王子支社から東京支社へ締結者を変更の上更新し、次のとおり包括的連携協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育、学術、技術、産業等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）教育・人材育成に関すること
- （2）学術研究に関すること
- （3）高速道路に関する技術の振興に関すること
- （4）地域の観光・産業の振興及び地域社会の活性化への貢献に関すること
- （5）その他両者が必要と認める事項

（実施内容）

第 3 条 前条に掲げる連携事項に係るプロジェクト等（以下「連携プロジェクト等」という。）の実施内容は、双方において協議の上、決定するものとする。

- 2 前項の合意内容は書面にて取り交わすものとし、必要に応じて別途契約等を締結するものとする。
- 3 連携プロジェクト等の選定にあたっては、本協定の目的の達成に資するよう配慮するものとする。

（秘密等の保持）

第 4 条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

（有効期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

（その他）

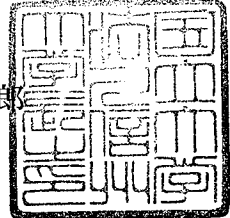
第 6 条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 7 月 22 日

長野県松本市旭 3 丁目 1 番 1 号
国立大学法人信州大学長

中 村 宗 一 郎



東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー
中日本高速道路株式会社東京支社
支社長

荒 井 靖 博

